平成２１年（フ）第４１０５号
札幌市中央区南４条東５丁目３番地12
破産者　環境管理コンサルタント株式会社
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５８号
札幌市中央区南14条西11丁目３番23―301号
破産者　メビオーラスタイル株式会社
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１３８号
東京都武蔵野市吉祥寺東町１丁目11―13
破産者　川口　三男
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４５号
神奈川県平塚市見附町32―18
破産者　株式会社アクティロジテック
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２４６号
神奈川県足柄上郡中井町井ノ口2442番地５
破産者　株式会社ケーアイシステムズ
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４５号
富山県滑川市本江375番地
破産者　郷川建設工業株式会社
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５３号
静岡県下田市三丁目17番18号
破産者　有限会社　シンエイ
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第４９８号
京都市右京区西京極東大丸町24―１　ハイツブルーバルーン１Ｂ号
破産者　株式会社ウッドリフォーム
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５６号
大阪市阿倍野区晴明通10番３号
破産者　有限会社ガイア
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５９号
大阪市北区曽根崎新地１丁目１番16号
破産者　武庫実業株式会社
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第４６号
栃木県足利市久松町103番地３
破産者　幸田　一郎
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１１０号
栃木県足利市福富町632番地２
破産者　蛭川ミチ子
1　決定年月日　平成22年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第６３号
山形市木の実町９番52―509号　木の実マンション、破産手続開始決定時の住所山形県最上郡金山町大字金山362番地
破産者　大場　建司
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２１年（フ）第７５号
山形県最上郡鮭川村大字庭月2061番地
破産者　井上　　司
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２１年（フ）第７３号
福岡県宗像市原町220番地１　南郷団地４棟103号
破産者　高辻　龍次
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第１８号
山形県酒田市相生町１丁目５番13号、前住所山形県酒田市緑町４番４号
破産者　鈴木　清子
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第１６３２号
さいたま市西区プラザ32番６号
破産者　飯島　正義
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１９００号
埼玉県北本市栄７番地　２―２―401
破産者　鶴岡　菊代（旧姓大川原）
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１６号
さいたま市緑区大字中尾162番地３　グリーンヒルズ101、旧住所さいたま市緑区大字三室2139番地５　スプルースコートＴＳ103
破産者　森　健一郎
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３５３号
埼玉県幸手市栄３番15―505号
破産者　岡田　隆一
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３５９号
さいたま市北区別所町18番地31
破産者　太田　昭治
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係